

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（注）平成三十年六月八日、同年六月十八日及び十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第二百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〽ヌ 略」</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>「ハ〽ヌ 同上」</p>

〔七〇九 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 〔略〕

二 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七百七十七條第二項第二号、第二百四十八條（自己資本比率告示第二百二十五條において準用する場合に限る。）並びに第二百四十八條の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十三條及び第二百二十五條において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 略〕

〔三〇四 略〕

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポ

〔七〇九 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七百七十七條第二項第二号及び第二百四十七條第一項（自己資本比率告示第二百二十三條、第二百二十五條及び第三百四十四條第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕ヌ 同上〕

〔三〇四 同上〕

五 〔同上〕

イ 〔同上〕

ージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕～〔8〕 略

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 略

ロ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔略〕

〔六〕～八 略

5 〔略〕

項)  
(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

2 第三条 〔略〕

〔略〕

〔1〕～〔8〕 同上

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔10〕・〔11〕 同上

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 〔同上〕

〔六〕～八 同上

5 〔同上〕

項)  
(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

2 第三条 〔同上〕

〔同上〕

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇六 略〕

七 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 〔略〕

ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

〔ハ〇又 略〕

〔八〇十 略〕

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇二 略〕

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

〔イ〇ホ 略〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条の五第二項第二号、第七十七条第二項第二号、第二百四十八条（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百五条において準用する場合に限る。）

3 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

〔ハ〇又 同上〕

〔八〇十 同上〕

4 〔同上〕

〔一〇二 同上〕

三 〔同上〕

〔イ〇ホ 同上〕

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク  
・ ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。

）並びに自己資本比率告示第七十七条第二項第二号、第七十七条第二項第二号及び第二百四十七条第一項（自己資本比率告示第二百二十三条、第二百四十七条及び第三百三十四条第一項におい

並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第二百二十三条及び第二百五十条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕又 略〕

〔四・五 略〕

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)～(8) 略〕

(9) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 略〕

ロ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 自己資本比率告示第二百四十八条並びに第二百四十八条の四第一項第一号及び第二号の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

て準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

〔ト〕又 同上〕

〔四・五 同上〕

六 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔(1)～(8) 同上〕

(9) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

〔(10)・(11) 同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

<p>の額及び主な原資産の種類別の内訳</p> <p>(4) [略]</p> <p>[七〇九 略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項（連結自己資本比率を算出する銀行にあつては、第十号及び第十一号に掲げる事項に限る。）</p> <p>[一〇五 略]</p> <p>六 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百四十八条第一項第一号から第四号まで（自己資本比率告示第三百二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>[ハト 略]</p> <p>[七〇十二 略]</p> <p>[4・5 略]</p>	<p>(4) [同上]</p> <p>[七〇九 同上]</p> <p>5 [同上]</p> <p>(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)</p> <p>第六条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 [同上]</p> <p>[一〇五 同上]</p> <p>六 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ 自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>[ハト 同上]</p> <p>[七〇十二 同上]</p> <p>[4・5 同上]</p>
---	--

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ		ロ	【略】
	リスク・アセット	当期末		
【略】				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 準拠方式又は内 部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付準拠方式</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 準拠方式適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分			
【略】				

(別紙様式第四号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ		ロ	【同 左】
	リスク・アセット	当期末		
【同左】				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における外部格 付準拠方式又は内部評価方式適用分			
14	うち、 <u>内部格付手法</u> における指定関 数方式適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適 用分			
【同左】				

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エ

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における



クスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること  
を要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること  
を要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

指定関数方式が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスボージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスボージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当期に係る第二十四面及び第二十五面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーに係る所要自

11 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式適用分」及び「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第 号）第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない。）。

kk [略]  
ll [略]  
mm [略]  
nn [略]  
oo [略]  
pp [略]

「已資本」の項イ欄の合計額と一致する。  
[加える。]

11 [同左]  
kk [同左]  
ll [同左]  
mm [同左]  
nn [同左]  
oo [同左]

99 [略]  
100 [略]  
101 [略]  
102 [略]  
103 [略]

〔(第二面)～(第二十一面) 略〕  
(第二十二面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引について（は）原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率

100 [同左]  
99 [同左]  
101 [同左]  
102 [同左]  
103 [同左]

〔(第二面)～(第二十一面) 同左〕  
(第二十二面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条

告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）

第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からベ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案

の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十三面)

[表略]

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一六六七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二四四七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二四四七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一六六八号ロに掲げる事

した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は手欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第二十三面)

[同左]

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一六六七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄から～欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一六六七号

項に該当する者をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスプोजャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスプोजャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスプोजャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスプोजャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスプोजャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスプोजャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスプोजャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は

ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスプोजャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスプोजャーを含む。)の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスプोजャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスプोजャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスプोजャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はホ欄に計上すること。

手欄に計上すること。

[i~] 略]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	略]
項番		合計	
[略]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的的手法 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		
10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		

[i~] 同左]

(第二十四面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ	同左]
項番		合計	
[同左]			
	エクスポージャーの額（算出方法別）		
6	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定 <u>関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的的手法が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項</u> の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）		
10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		

11	外部格付 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法準拠方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券

11	内部格付手法における <u>指定関数方式</u> により算出した信用リスク・アセット	
12	<u>標準的手法</u> により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定により1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項の規定により1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券



化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額）を記載すること。

- ④ 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

- ⑤ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポート・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポート・アセット」に係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポート・アセットに係る計数を記載すること。

- ⑥ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額）を記載すること。

- ④ 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

- ⑤ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓘ 項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ

Ⓙ 項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十五面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法におけ

欄の額と一致する。

⌚ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

る外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌚ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十五面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー」のうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

(第二十五面)  
(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【略】
項番			合計	】
【略】				
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <b>準拠方式</b> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	外部格付 <b>準拠方式</b> が適用される証券化エクスポージャー			
8	<u>標準的手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	<u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <b>準拠方式</b> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	外部格付 <b>準拠方式</b> により算出した信用リスク・アセット			

(第二十五面)  
(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）		イ		【同左】
項番			合計	左】
【同左】				
	エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <b>準拠方式</b> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー			
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー			
8	<u>標準的手法</u> が適用される証券化エクスポージャー			
9	自己資本比率告示第二百四十七条 <b>第一項</b> の規定により <u>1250%のリスク・ウェイト</u> が適用される証券化エクスポージャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <b>準拠方式</b> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット			

12	標準的手法 <b>準備方式</b> により算出した信用リスク・アセット		
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	<u>内部格付手法準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	標準的手法 <b>準備方式</b> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット		
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット		
	所要自己資本の額 (算出方法別)		
14	<u>内部格付手法</u> における外部格付準備方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
15	<u>内部格付手法</u> における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

。 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

Ⓙ 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

Ⓚ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

。 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

Ⓙ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓙ 項番12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13 「1250%」のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13 「1250%」のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本

Ⓙ 項番12 「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番12 「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓚ 項番13 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十四面の項番13 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

Ⓛ 項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番14 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓜ 項番15 「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番15 「内部格付手法における指定開数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定開数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

Ⓨ 項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ

」の項イ欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法準拠方式」が適用される証券化エクス  
ポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク  
・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠  
方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉒ 項番17「1250%」のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自  
己資本」の項イ欄の額及び第二十四面の項番17「1250%」のリスク・ウェイトが適用される  
証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用  
リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%の  
リスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ [略]

㉔ [略]

【(第二十六面)～(第三十二面) 略】

欄の額及び第二十四面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る  
所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の  
算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額  
と一致する。

㉒ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%」のリスク・ウェ  
イトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十四  
面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%」のリスク・ウェ  
イトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は  
、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー  
のうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉓ [同左]

㉔ [同左]

【(第二十六面)～(第三十二面) 同左】



(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[略]	
			リスク・アセット	
			当半期末	前半期末
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな			
っている証券化エクスポージャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用分又は内			
	部評価方式適用分			
14	うち、 <u>外部格付</u> 適用分			
	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[略]				

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[同左]	
			リスク・アセット	
			当半期末	前半期末
[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな			
っている証券化エクスポージャー				
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格付</u>			
	<u>適用分</u> 又は <u>内部評価方式</u> 適用分			
14	うち、 <u>内部格付</u> における <u>指定関</u>			
	<u>数方式</u> 適用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用分			
	うち、1250%のリスク・ウェイト適用分			
[同左]				

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート」に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクス

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポート」に係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番11「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15「内部格付手法における指

スポンジジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること  
を要しない。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法進捗方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法進捗方式適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法進捗方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載すること  
を要しない。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16「標準的手法」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当半期に係る第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己

11 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、銀行法第十四条の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第 号）第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することはない。）。

kk [略]  
ll [略]  
mm [略]  
nn [略]  
oo [略]  
pp [略]

資本」の項イ欄の合計額と一致する。  
[加える。]

11 [同左]  
kk [同左]  
ll [同左]  
mm [同左]  
nn [同左]  
oo [同左]

99 [略]  
100 [略]  
101 [略]  
102 [略]  
103 [略]

〔第二面〕～〔第十六面〕 略  
〔第十七面〕

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引について（は）原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率

104 [同左]  
105 [同左]  
106 [同左]  
107 [同左]  
108 [同左]

〔第二面〕～〔第十六面〕 同左  
〔第十七面〕

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一条第六十七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

c ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条

告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十八号ロに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

h ロ欄又はホ欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。）

第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄からベ欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一条第六十七号ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補完、流動性補完その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。）の額を記載すること。

e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案

の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 略]

(第十八面)

[表略]

a [略]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一六六七号イに掲げる事項に該当する者をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二四四七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合（証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二四四七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。）には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄には、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一六六八号ロに掲げる場

した後のエクスポージャーの額をロ欄又はホ欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額は子欄に計上すること。

[i~] 同左]

(第十八面)

[同左]

a [同左]

b イ欄には、自金融機関がオリジネーター（自己資本比率告示第一六六七号イに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。）として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャーの合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四八条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

ロ欄には、自金融機関がオリジネーターとして関与している、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー（信用リスク削減手法（自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案した後のものとする。）の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二四四八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

d 三欄から～欄までには、自金融機関がスポンサー（自己資本比率告示第一六六七号

合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

- e ホ欄には、自金融機関がスポンサーとして関与している合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十七条第一項第六号、第八号、第九号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合(証券化取引に係る契約に早期償還条項が含まれている場合には、自己資本比率告示第二百四十七条第三項各号に掲げる条件の全てを満たさないときを含む。)には、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 略]

- h ホ欄又は本欄には、合成型証券化取引における、信用リスク削減手法(自己資本比率告示第七十八条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下このhにおいて同じ。)の効果を勘案した後のエクスポージャーの額を記載すること。また、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合で、当該プロテクションを売却したときには、当該売却分のプロテクションの額はホ欄に計上すること。

ロに掲げる場合をいう。以下この面において同じ。)として関与している資産譲渡型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(自金融機関が当該証券化取引について提供している信用補充、流動性補充その他の信用供与に係るエクスポージャーを含む。)の額を記載すること。

- e ホ欄には、合成型証券化取引に係る証券化エクスポージャー(信用リスク削減手法の効果を勘案した後のものとする。)の合計額を記載すること。ただし、自己資本比率告示第二百四十八条第一項第六号、第七号又は第二項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合、当該取引については原資産に係るエクスポージャーの額を計上すること。

[f・g 同左]

- h 合成型証券化取引において、自金融機関が信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブによるプロテクションを取得している場合、当該プロテクションの効果を勘案した後のエクスポージャーの額をホ欄又は本欄に計上すること。また、自金融機関が当該プロテクションを売却した場合、当該売却分のプロテクションの額はホ欄に計上すること。



[i~] 略]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ		[略]
項番		合計		
		[略]		
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー			
7	外部格付 <u>準備方式</u> が適用される証券化エクスプोजチャー			
8	<u>標準的</u> の手法が適用される証券化エクスプोजチャー			
9	<u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			

[i~] 同左]

(第十九面)

(単位：百万円)

SBC3：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスプोजチャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関がオリジネーター又はスポンサーである場合）		イ		[同左]
項番		合計		
		[同左]		
	エクスプोजチャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスプोजチャー			
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスプोजチャー			
8	<u>標準的</u> の手法が適用される証券化エクスプोजチャー			
9	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスプोजチャー			
	信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <u>準備方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット			

11	外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット	
13	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二

11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット	
12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二

百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の二第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。

f 項番9 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウエイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

g 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

h 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第

百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額 (算出方法別)」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)) に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額) を記載すること。  
[加える。]

f 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

g 項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の

二十面の項番11「外部格付準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法準拠方式」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番13「1250%のリスク・ウエイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「1250%のリスク・ウエイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ク 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式」が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

項イ欄の額及び第二十面の項番11「内部格付手法」における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番12「標準的手法」により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイト」が適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法」における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

⌚ 項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [略]

⌞ [略]

⌚ 項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌛ 項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌜ 項番17 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17 「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

⌝ [同左]

⌞ [同左]

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番	イ	合計	[略]
[略]			
エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	外部格付 <u>準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的 <u>手法準拠方式</u> が適用される証券化エクスポージャー		
9	1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	外部格付 <u>準拠方式</u> により算出した信用リスク・アセット		

(第二十面)

(単位：百万円)

SBC 4：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する 所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）			
項番	イ	合計	[同左]
[同左]			
エクスポージャーの額（算出方法別）			
6	内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャー		
7	内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャー		
8	標準的 <u>手法</u> が適用される証券化エクスポージャー		
9	自己資本比率告示第二百四十七条 <u>第一項</u> の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー		
信用リスク・アセットの額（算出方法の別）			
10	内部格付手法における外部格付 <u>準拠方式</u> 又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット		
11	内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット		

12	標準的手法 <b>準備方式</b> により算出した信用リスク・アセット	
13	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>外部格付準備方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法 <b>準備方式</b> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	<u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 略]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウエイトに関する上限を適用する前の額) を記載すること。

12	標準的手法により算出した信用リスク・アセット	
13	自己資本比率告示 <u>第二百四十七</u> 条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット	
	所要自己資本の額 (算出方法別)	
14	<u>内部格付手法</u> における <u>外部格付準備方式</u> 又は <u>内部評価方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
15	<u>内部格付手法</u> における <u>指定関数方式</u> が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
16	標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	
17	自己資本比率告示 <u>第二百四十七</u> 条第一項の規定により <u>1250%</u> のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~c 同左]

d 「信用リスク・アセットの額 (算出方法別)」の項番10から項番13までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の信用リスク・アセットの額 (自己資本比率告示第二百五十二条第一項 (自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する信用リスク・アセットの額)に関する上限を適用する前の額) を記載すること。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百六十七条に規定するリスク・ウェイトに関する上限及び自己資本比率告示第二百四十八条の第二項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

㉑ 項番9 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー」、項番13 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」及び項番17 「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項には、そのリスク・ウェイトの算出方式につき内部格付準拠方式、外部格付準拠方式、内部評価手法又は標準的手法準拠方式のいずれも用いることなく1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る計数を記載すること。

㉒ 項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㉓ 項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証

こと。

e 「所要自己資本の額（算出方法別）」の項番14から項番17までの項には、証券化取引の種類に応じ、算出方法別の所要自己資本の額（自己資本比率告示第二百五十二条第一項（自己資本比率告示第二百七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用リスク・アセットの額に関する上限及び自己資本比率告示第二百五十五条第一項に規定する所要自己資本の額に関する上限を適用した後の額）を記載すること。

【加える。】

㉑ 項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番10 「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

㉒ 項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番11 「内部格付手法における指定開数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14 「信用リスク・アセ



券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ハ 項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

ニ 項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポー

ットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

イ 項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番12「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額と一致する。

ロ 項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第十九面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウエイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額は、第一面の「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウエイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

ハ 項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセット」の額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額と一致する。

ニ 項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番15「内部格付手法における指定関数

ジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法連拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法連拠方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ 【略】

㉗ 【略】

【(第二十一面)～(第二十五面) 略】

方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉔ 項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉕ 項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第十九面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

㉖ 【同左】

㉗ 【同左】

【(第二十一面)～(第二十五面) 同左】

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[略]	
			リスク・アセット	
			当四半期末	前四半期末
[略]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> 適用方式又は内 部評価方式適用分			
	うち、 <u>外部格付</u> 適用方式適用分			
14	うち、 <u>標準的手法</u> 適用方式適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適 用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用方式適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適 用分			
[略]				

(別紙様式第九号)

(第一面)

(単位：百万円)

OV1：リスク・アセットの概要				
国際様式の該当番号	イ	ロ	[同 左]	
			リスク・アセット	
			当四半期末	前四半期末
[同左]				
12	信用リスク・アセットの額の算出対象とな っている証券化エクスポージャー			
13	うち、 <u>内部格付手法</u> における <u>外部格 付</u> 適用方式又は <u>内部評価方式</u> 適用分			
	うち、 <u>内部格付</u> 手法における <u>指定関 数方式</u> 適用分			
14	うち、 <u>標準的手法</u> 適用方式適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適 用分			
15	うち、 <u>標準的手法</u> 適用方式適用分			
	うち、 <u>1250%のリスク・ウェイト</u> 適 用分			
[同左]				

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 略]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法準拠方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番

(注)  
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~aa 同左]

bb 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番10「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

cc 項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

dd 項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポートジャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、そ

11 「外部格付準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、外部格付準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15 「外部格付準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

ff 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12 「標準的手法準拠方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法準拠方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16 「標準的手法準拠方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。なお、ロ欄及び三欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、当該欄は記載することを要しない。

それぞれの面の項番11 「内部格付手法における指定関数方式により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ee 項番14 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番15 「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

ff 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番12 「標準的手法により算出した信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

gg 項番15 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番16 「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

jj 項番13から項番15までの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」が平成三十一年三月三十一日前となる場合には、項番15と「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項との間に「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、内部格付手法における外部格付準拠方式適用分」、「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、標準的手法適用分」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合においては、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がそ

hh 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番13「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の合計額と一致する。

ii 「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャーのうち、1250%のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額は、当四半期末を期末とする事業年度に係る別紙様式第四号第二十四面及び第二十五面の開示又は当四半期末を半期末とする半期に係る別紙様式第七号第十九面及び第二十面の開示を行う場合、それぞれの面の項番17「自己資本比率告示第二百四十七条第一項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の合計額と一致する。

【加える。】

の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁告示第 号）第●条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の規定にかかわらず、追加するこれらの項のロ欄及びニ欄の「前四半期末」の記載は、なお従前の例によること（なお、イ欄及びハ欄は記載することは要しない。）。

ㄨ 〔略〕  
 ㄩ 〔略〕  
 Ⅲ 〔略〕  
 Ⅳ 〔略〕  
 Ⅴ 〔略〕  
 Ⅵ 〔略〕  
 Ⅶ 〔略〕  
 Ⅷ 〔略〕  
 Ⅸ 〔略〕  
 Ⅹ 〔略〕  
 Ⅺ 〔略〕  
 Ⅻ 〔略〕

〔（第二面）～（第四面） 略〕

Ⅼ 〔同左〕  
 Ⅽ 〔同左〕  
 Ⅾ 〔同左〕  
 Ⅿ 〔同左〕  
 ⅰ 〔同左〕  
 ⅱ 〔同左〕  
 ⅲ 〔同左〕  
 ⅳ 〔同左〕  
 ⅴ 〔同左〕  
 ⅵ 〔同左〕  
 ⅶ 〔同左〕  
 ⅷ 〔同左〕

〔（第二面）～（第四面） 同左〕

備考 表中の「」の記載は注記による。